

町民のみなさまへ

高取町大字兵庫地内に所在する本町土地開発公社所有土地中で発見された有害廃棄物について、高取町土地開発公社は、有害廃棄物の撤去等を求める訴状を令和6年7月19日に奈良地方裁判所葛城支部に提出しました。

1 はじめに

令和5年4月に高取町大字兵庫地内に所在する本町土地開発公社(以下、「公社」という。)所有土地中で発見された有害廃棄物について、平成24年6月に大阪高等裁判所において成立した和解調書での和解条項に基づき、公社は、当該土地の前の所有者及び関係者(A、B商事、C)に対して、有害廃棄物の撤去等を求める訴状を、令和6年7月19日付で奈良地方裁判所(葛城支部)に提出しましたので、お知らせします。

なお、現時点で住民の健康被害等は役場に報告されていません。

2 資料配布の目的

今回の訴訟により、有害廃棄物の埋設の経緯、責任の所在等の事実関係を明らかにし、今後進める違法状態の解消に向けた取組を町民の皆様にご理解いただくために作成したものです。

3 概要説明(位置関係)

公社所有土地 大字兵庫409-1他17筆 17,551㎡ (見佐池北側)



※上図中の赤点の箇所は、土壌調査を行った地点を示しています。

※訴えの提起に関し、詳しくは次ページ参照

4 経過の概要

時 期	事 由
平成7年（1995年） 7月6日	・本件土地に関して、売主 Aと買主 公社との間で売買契約を締結（土地引渡し期限 平成7年9月30日）
平成18年（2006年） 12月5日	・公社からAに対し、土地の引き渡しを申し入れるも、一向に応じないため、公社が本件売買契約を解除する旨の意思表示を行う
平成19年（2007年） 11月5日	・公社からAに対し、本件売買契約解除に基づき支払済みの売買代金10億9800万円の返還を求める訴訟を奈良地方裁判所葛城支部に提起
平成23年（2011年） 9月30日	・奈良地方裁判所葛城支部において、被告Aに対し、前記請求金額の原告公社への支払いを命じる請求認容の判決が言い渡される（公社が全面勝訴）
平成23年（2011年） 10月6日	・Aが大阪高等裁判所に控訴を提起
平成24年（2012年） 6月5日	・大阪高裁において、両者の間で和解協議が進められ、Aの費用負担により、本件各土地上の堆積土砂を平均化し、整地するとともに、Aから公社に対し、8000万円の解決金を支払うことを内容とした和解が成立 ・本和解条項の第8項に、「整地後、本件土地上又は本件土地中から一般廃棄物又は産業廃棄物が発見されたときは、控訴人（被告A）は被控訴人（原告 公社）に対し、直ちに自己の費用と責任において同廃棄物を撤去し、法令に従って廃棄する。」旨の記載あり
平成25年（2013年） 1月23日	・和解条項第4項に基づき、本件土地の整地が完了
令和2年（2020年） 10月30日	・地元大字より、町及び公社あてに、本件土地中には産業廃棄物や水質汚染の疑いが有るため、土壌調査及び撤去を求める旨の決議書が提出される
令和4年（2022年） 9月22日	・高取町議会において、本件土地の土壌調査を行う補正予算が成立
令和5年（2023年） 1月20日～ 4月28日	・専門業者が土壌調査を行った結果、6つの調査地点のうち4地点で地中7.4m～11.9mのところ廃棄物（プラスチック片、アルミ片、ガラス片）が発見され、同時に行った土壌分析により、廃棄物層及び廃棄物混じり土層が分布する地点において、「鉛及びその化合物（土壌含有量）」と「ふっ素及びその化合物（土壌溶出量）」が各々の基準値を上回る数値が検出され、加えて、水質分析結果より、「ふっ素及びその化合物」及び「ほう素及びその化合物」についても、同様に各々の基準値超過が認められた
令和6年（2024年） 1月～4月	・A及びB商事に対し、和解条項第8項に基づき有害廃棄物撤去を求める通知書を発送したところ、両者から、請求に応じる責任がないとの回答書が返送された
令和6年（2024年） 6月	・公社理事会において、訴訟の提起を決定 ・高取町議会において、訴訟の提起に係る補正予算が成立

○問い合わせ

総務課 0744（52）3334